

# 帝京大学医学部奨学特待生制度奨学金貸与規程

## (目的)

### 第1条

この規程は、医学部一般選抜にて奨学特待生となった医学部生に対し、帝京大学医学部附属病院の後期臨床プログラムを修了すること、または帝京大学大学院の基礎医学（または社会医学）の分野を修了することを条件として、在学中に必要な修学資金等の一部を奨学金として貸与し、修学の便宜を図ることを目的とする。

## (奨学金貸与額)

### 第2条

奨学特待生に奨学金として貸与する額は、初年度7,362,000円、2年次以降5,302,000円とする。

## (奨学金貸与期間)

### 第3条

奨学特待生に奨学金として貸与する期間は、大学の学則に定める正規の在学期間（6年間）の範囲内とする。

## (奨学金貸与の申請、決定)

### 第4条

奨学金の貸与を受ける者は、「帝京大学医学部奨学特待生誓約書」と「帝京大学医学部奨学特待生制度奨学金貸与申請書」を帝京大学に提出するものとする。

## (連帯保証人)

### 第5条

奨学金の貸与を受けようとする者は、2名の連帯保証人をたてなければならない。連帯保証人は「帝京大学医学部奨学特待生誓約書」に定める極度額を限度として奨学特待生と連帯して債務を負担するものとする。

2. 連帯保証人を変更したいとき又は連帯保証人の住所を変更しようとするときは、直ちに「連帯保証人変更届」又は「連帯保証人住所変更届」を帝京大学の学長に提出しなければならない。

3. 連帯保証人は、「帝京大学医学部奨学特待生誓約書」に署名及び実印で捺印し、印鑑証明書を添付するものとする。また、連帯保証人の変更に際しても「連帯保証人変更届」に署名及び実印で捺印し、印鑑証明書を添付するものとする。

## (奨学金の支給停止、貸与済み奨学金の返還)

### 第6条

奨学特待生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止し、同時に奨学特待生は貸与済みの奨学金を返還するものとする。

- (1)自己の都合により奨学特待生を辞退したとき。
- (2)自己の都合又は病気等により退学しどき。
- (3)学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4)学業途中において、停学又は留年、休学等、奨学特待生として適性を欠き、奨学特待生を取り消されたとき。
- (5)卒業後、2年間の初期臨床研修を終え、最低4年間の帝京大学医学部附属病院後期臨床プログラムを修了しなかったとき。または、帝京大学大学院医学研究科に入学して4年間の基礎医学（または社会医学）の分野を修了しなかったとき（基礎医学分野または社会医学分野に関する学位を取得しなかったとき）。
- (6)職員採用試験に不合格のとき。
- (7)卒業後、初回の国家試験に不合格となり、また、第2回目の国家試験に不合格になり職員採用を取り消されたとき（第2回目の国家試験は1年後に受験するものとする）。
- (8)卒業後、帝京大学医学部附属病院の職員となった後、4年間が経過する前に退職したとき。または、帝京大学大学院医学研究科にて4年間の基礎医学の分野を修了しなかったとき。
- (9)在学中又は奨学金返還免除の4年間が経過する前に死亡したとき。

（返還金の免除）

#### 第7条

奨学特待生が、最低4年間の帝京大学医学部附属病院後期臨床プログラムを修了した場合、又は帝京大学大学院医学研究科の学生となり、4年間基礎医学の分野を修了した場合、奨学金貸与額の全額の返還を免除する。

2. 奨学特待生が帝京大学医学部附属病院後期臨床プログラムを実施中、業務に起因する死亡、心身の疾病等のために業務を継続することができなくなったときは、第9条第1項及び2項に定めるところにより、返還金を免除する。
3. 前項の返還金の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書を奨学金の貸与を受けている学長に提出しなければならない。

（返還債務の猶予）

#### 第8条

奨学特待生が卒業後、帝京大学医学部附属病院後期臨床プログラムを修了できないとき又は帝京大学大学院医学研究科に入学できないとき又は帝京大学医学部附属病院の職員となって疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間について、返還債務の猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申請書を奨学金の貸与を受けている学長に提出しなければならない。

（返還金の額）

#### 第9条

返還する貸与金の額は、奨学金として貸与した額の全額とする。  
ただし、卒業後帝京大学医学部附属病院後期臨床プログラムを開始後、4年間が経過する前に退

職した場合は、貸与金全額から奨学生の貸与を受けた期間より勤務年数を差し引いた年割相当額とする。なお、勤務月数1ヶ月未満は切り捨てる事とする。

2. 返還は、貸与金を返還する事由が確定した翌年度中までに、返還すべき額の全額を返還するものとし、この支払いが遅れた場合には年5%の遅延損害金を附加して返還金とともに支払うものとする。
3. 前項の返還の遅延が6ヶ月以上に至った場合には、帝京大学は滞納金の回収を弁護士に依頼することとし奨学生及び連帯保証人はその弁護士費用を違約金として返還金及び遅延損害金と併せて支払うものとする。

(奨学生の在籍報告義務)

#### 第10条

奨学特待生は、自己の住所、電話番号その他の届出内容に変更があったときは、直ちに変更届を帝京大学の学長に提出しなければならない。

(細則の制定)

#### 第11条

この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(改廃)

#### 第12条

この規程の改廃は、学長を経て理事長の承認をもって決定する。

(附則)

この規程は2026(令和8)年2月1日より施行する。